



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## 便利そうだけど、いざ使ってみると手に余る？

～シニア世代のスマートフォン契約～

### 【事例】

友人がスマホを使ってインターネット検索を楽しんでいる姿を見て、自分もスマホが欲しくなり携帯電話店に行った。

店で商品の説明を受けたが、あまり理解ができず、考え込んでいた。すると店員に「使っていれば慣れますよ」と言われ、そのまま契約した。

しかし、帰宅後にいろいろと操作したものの、やっぱり自分には無理だと思った。翌日、店に出向き解約したいと言ったが「確認書に署名しているのでできない」と言われた。使えないスマホを返したい。

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◆電気通信事業法の改正で①電波状況が悪い②販売者の説明不足③契約書面の不交付、①～③のうちひとつでも当てはまれば、「8日以内のキャンセル」が可能になりました。
- ◆改正を受けて店では説明が理解できたかどうか確認するために、不明な点がない場合は「確認書」に署名することが求められています。
- ◆事業者側の問題点は、消費者が理解できていないことが予測できたにも関わらず、店員が、「確認書」に署名させたことです。
- ◆消費者側の問題点は、説明が理解できていないのに「わからない」と店員に告げず、「確認書」に署名したことです。
- ◆私たち消費者も、背伸びをし過ぎず、自分に合った商品選びをし、理解できなければ「わからない」と告げる勇気を持ちましょう。